

## 2023（令和5）年度の事業報告書

2023年1月1日から2023年12月31日まで

認定NPO法人みやっこサポート

### 1 事業の成果

本年度は、5月8日に新型コロナウイルスが5類感染症となったことにより、感染対策のパーティーを外すなど、少しずつ通常の生活にしながらの活動となりました。しかし感染が収束したとは言えない状況でもあったため、リスク等を考慮しながら下記の事業を実施しました。

#### ■情報支援事業

9月より『ささえてネット』のシステムを収益事業として活用できるように計画し、11月より構築を進めました。

#### ■地域福祉促進事業

**【市民の集い場】** 地域交流スペースは、新型コロナ感染症が収束に至らなかったため、不登校や怪我をしたこども、相談者など、必要最小限の人のみへの開放となりました。

**【市民交流活動】** 交流教室は歌の教室を21回開催。高齢者対象の『金曜カフェ』は32回開催しましたが、参加者も増えず、コロナ禍の高齢者の孤独を防ぎ元気を取りもどすという一定の役割を果たしたため、外出のイベント以外は10月13日で終了しました。外国人対象の『TERAKOYA にほんご』も参加申込がないため開催は見送りました。『山登りクラブ』も1回のみで開催となり、市民のコミュニティづくり、楽しみづくりを目的とした活動は縮小せざるを得ない状況となりました。

#### ■子ども・子育て支援事業

**【無料学習教室】** 希望のあった不登校児童1名への個別学習支援を行いました。

**【みやっこ食堂】** こども食堂の『みやっこランチ』は148回、夕食の『みやっこ食堂』は38回開催しのべ3,478名が参加しました。

学生や社会人の方のボランティア参加の問い合わせが増え、のべ368名の方がボランティアで参加されました。

**【みやっこ弁当】** 「地域に潜在する家庭の問題の掘り起こしからサポートにつなげる」を目標に、食材の配布を合わせ、32軒のご家庭に合計2,386個の弁当を配布しました。

**【フリースペースIROHA】（不登校児童の居場所）** のべ256名のボランティアの方々にサポートいただき97回開催。のべ1,060名のこども達が参加しました。

そして、4月20日に初めてこども会議を開催し、毎月1回IROHAのこども達と会議を重ねました。当初、活動資金の不足の話をするなかでこども達からの提案を受け、IROHAブランド（IROHAのこども達とご家族と一緒に商品の製作・営業・販売）を企画することになりその先駆けとしてカレー販売を実施。こども達と月1回西宮市役所に配達し、地域のイベントへも出店する中で、IROHAのこども達を中心としたコミュニティが育まれました。

このように本年度のIROHAの活動は、これまでの楽しい居場所から、より子ども達の良き成長につながる活動に進化させることができました。

**【IROHAらぼ】(不登校児童の学びの機会づくり)** 衣装づくり、カーデザイン、プログラミング、英会話、ボードゲーム、調理などの教室を42日開催し、のべ240名の子ども達が参加しました。その中で、子ども達が信頼できる大人との出会いを通し大きく成長していく姿を見ることができました。

**【子どもと未来を創るプロジェクト】(他の団体との協働事業)**

西宮の子どもに関わる活動団体へ呼びかけ、西宮市が子どもの権利を守れるまちにすることを目的として2月より協働事業を開始。

5月7日には、キックオフイベント『いま、「子どもの権利」を考える』を開催し、川崎市の子どもの居場所「子ども夢パーク」を題材にした映画『ゆめパのじかん』を上映。そこで所長をされてきた西野さんの講演と、西宮市長と中島の三者での対談を行いました。

11月19日には、子どもが主役になることを目指した『子どもマルシェ』を、市の公園を借りて初開催。IROHAの子ども達とご家族で複数のお店を出店しました。このイベントは数百人が集まる大きな反響があり、翌年への開催につなげることができました。

#### ■生活サポート事業

相談支援：他の団体やボランティアの方との協力で実施しました。

生活サポート：10月より実働。サポートに満足された利用者の方からの口コミで少しずつ利用者が増えました。

食サポート：事務所前でフードパントリーを23回実施し、西宮市全域で行う市社協主催のフードパントリーにも協力しました。

#### ■介護保険法に基づく居宅介護支援事業、および介護予防支援事業

居宅介護支援事業所および訪問介護事業所、介護予防訪問介護事業所の開所を目標に、地域のニーズを聴きとるなど情報収集を行いました。

#### ■児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

2024年度の放課後等デイサービスの開所に向けて、定款の変更等の準備を進めました。

#### ■その他この法人の目的を達成するために必要な事業

上記の活動以外に、法人の目的のために必要になった事業については特に実施しませんでした。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施日時 (B)当該事業の 実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象者	事業費の金額(概算) (単位:千円)
① 情報支援事業	要支援者に必要な社会資源の情報を掲載した福祉情報サイトの構築、運営	(A) 随時 (B) 法人事務所 (C) 5名	(D) 西宮市民・その他	721
② 地域福祉促進事業	市民の集い場:事務所や施設等を利用した、市民の第三の居場所づくり ア)地域交流スペース	(A) 平日 10:00~16:00 ※木曜日を除く (B) WE-SPACE レンタルスペース SUN-TA (C) 8名	(D) 西宮市民・その他	993
	市民交流活動:市民のコミュニティづくり、楽しみづくり、体と心の健康づくり、市民生活の向上を目的としたイベントや教室、勉強会などの開催 ア)高齢者の居場所づくり『金曜カフェ』 イ)外国人の居場所づくり『TERAKOYA にほんご』 ウ)『山登りクラブ』 エ)その他のイベント	(A) ア)毎週 金曜日 9:00~14:00 イ)オンライン 随時 ウ)第2木曜日 エ)随時 (B)レンタルスペース SUN-TA その他 (C) 11名	(D) 西宮市民・その他	45
③ 子ども・子育て支援事業	ア)無料学習教室 イ)みやっこ食堂(こども食堂) ウ)みやっこ弁当(こども弁当) エ)フリースペース IROHA(不登校児童の居場所) カ)IROHA らぼ(不登校児童の学び場) キ)その他、子どもとその家族の支援を目的としたイベントなど	(A) ア)毎週 水曜日 17:00~ イ)昼:毎週 月・火・水・金曜日 12:00~13:00 ※火曜日は3月まで 夜:第1を除く 金曜日 17:00~20:00 ウ)毎週 火・金曜日 16:00~18:00 ※金曜日は3月まで エ)毎週 月・水曜日 9:00~15:30 カ)毎週 火曜日 10:30~16:00 キ)5月7日『いま、「こどもの権利」を考える』 11月19日 こどもマルシェ (B) WE-SPACE レンタルスペース SUN-TA 屋外 (C) 66名	(D) 西宮市民・その他	11,739

④ 生活サポート事業	市民の生活に必要なサポート	(A) 随時 (B) 事務所 支援を実施する場所 (C) 5名	(D) 西宮市民・ その他	391
⑤ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業および介護予防支援事業	居宅介護支援事業所 訪問介護事業所 予防訪問介護事業所	(A) 随時 (B) 事務所 (C) 3名	(D) 西宮市民・ その他	0
⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業	定款第5条第1号～第6号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。			